

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

- | | | |
|---|-------|----------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | さいたま春日部線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新 AB	旧 A	旧 新 別
春日部市粕壁字八木崎六七一三番一地先から 同市粕壁二丁目六〇八四番一地先まで	春日部市粕壁字八木崎六七一三番五地先から 同市粕壁二丁目六〇八四番一地先まで	区 間
一五・〇〇〃 一八・〇〇	六・八〇〃 八・四〇	敷地の幅員 (メートル)
七〇六・一二	六五七・八九	(メートル) 延 長
		備 考